

大阪市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（No.1）

通所型サービス

NO	質問	回答
1	介護予防型通所サービスは「3時間以上の食事・入浴など及び機能訓練」とある一方で、短時間型通所サービスは「3時間未満の食事・入浴など又は機能訓練」とされている。この「及び」と「又は」の違いは何か。	従来の介護予防通所介護においては、基本方針として「必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと」とされています。 今般の総合事業の介護予防型通所サービスは、従来の介護予防通所介護と同様の取り扱いとしています。 一方、短時間型通所サービスは、3時間未満の短時間のサービス提供であることを踏まえ、「食事や入浴などの日常生活上の支援」又は「機能訓練」のいずれかのみでの提供でも可能としています。
2	介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスと通所介護又は地域密着型通所介護は同じ場所で同じ時間に同じ職員が一体的にサービス提供することは可能か。	従来の介護予防通所介護と通所介護又は地域密着型通所介護のサービス提供の場合と同様に、介護予防型通所サービス及び短時間型通所サービスと通所介護又は地域密着型通所介護を同一場所、同一時間帯に同じ職員により一体的に実施することは、可能です。 ただしこの場合、それぞれのサービスに係る指定基準を満たす必要があります。
3	選択型通所サービスと通所介護、介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスの指定をあわせて受けて、同じ時間、同じ場所、同じ職員から一体的にサービス提供することは可能か。	選択型通所サービスは、事業の用に供する占有スペースが必要となります。 また、職員の配置基準やサービス提供内容についても通所介護や介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスと異なっており、「大阪市通所型サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準」においても選択型通所サービスと通所介護、介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスを一体的に運営することは想定していません。 したがって、選択型通所サービスについては、通所介護や介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスとは別にサービス提供に係る占有スペース及び職員を確保し、これ等のサービスとは明確に区分して実施する必要があります。
4	介護予防型通所サービスや短時間型通所サービスについて、複数の単位を設定して実施することは可能か。	介護予防型通所サービスや短時間型通所サービスについては、従来の介護予防通所介護と同様にサービス提供時間に応じて、複数の単位を設定することが可能です。 この場合、単位設定にあたっては、従来の介護予防通所介護に準じた取り扱いとなります。
5	選択型通所サービスは、基本チェックリストに該当した「事業対象者」も利用が可能であるということだが、相談から利用開始までにどの程度の期間を要するのか。	「事業対象者」については、各区保健福祉センター又は地域包括支援センターの窓口で基本チェックリストを実施し、一定の要件に該当すれば、地域包括支援センターとの介護予防ケアマネジメントの実施に係る契約、介護予防ケアマネジメントの届出（旨の届出）を経て、区役所保健福祉センターから「事業対象者」の被保険者証が発行されます。 その後、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの実施を経て選択型通所サービスの利用が可能となります。 ただし、運動器の機能向上プログラムを利用する場合は、プログラム参加の可否を医学的な視点から確認するために「事業参加健診」の受診が必要です。 相談から事業開始までに要する期間としては、これらのほか、サービス提供事業所との利用調整等も必要なことから、個々の状況により異なりますが、標準的な期間としては概ね14日程度を想定しています。
6	選択型通所サービスを4月1日から利用開始できるように、3月31日までに基本チェックリストや介護予防ケアマネジメントの実施をあらかじめ進めることは可能か。	総合事業は、平成29年4月から実施するため、平成29年3月までの間は円滑な事業実施に向けた準備を行うことは可能です。 しかし、基本チェックリストの実施や利用者との契約、旨の届出を含め介護予防ケアマネジメントの実施等の手続きについては、平成29年4月の総合事業実施後に行われる必要があります。

NO	質問	回答
7	<p>選択型通所サービスは、「同一区分のプログラムの再利用は不可」とされているが、これは同一年度内ということか、それとも一度利用すると二度と再利用はできないということか。</p>	<p>選択型通所サービスは、運動器の機能又は口腔機能、栄養状態のいずれか若しくはいずれにも課題のある方に対し、短期間で集中的に運動機能の機能向上プログラムや口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムを実施することにより、セルフケアの方法を学び、状態の改善による生活機能の向上、要支援状態の回復、要介護状態になることの予防を目的として実施するサービスであり、終了後は、いきいき百歳体操等の地域の運動等の通いの場などの利用や、自宅で生活機能や状態の維持・向上等の介護予防の取り組みを継続していただくこととしています。</p> <p>したがって、選択型通所サービスは原則、同じ区分のプログラムを一度利用すると実施年度に関わらず、再利用をすることはできないこととしています。</p> <p>なお、サービス終了後に改善が見込めない方については、介護予防ケアマネジメントにおいて、介護予防通所リハビリテーションや介護予防型通所サービスなど、継続的なサービスの利用についても検討が必要です。</p>
8	<p>選択型通所サービスについて、介護予防型通所サービスの指定を受けた事業所において、介護予防型通所サービスのサービス提供日やサービス提供時間帯以外の日・時間で実施することは可能か。</p>	<p>介護予防型通所サービスの指定を受けた事業所が、当該介護予防型通所サービスのサービス提供日及びサービス提供時間以外の日及び時間において、別途選択型通所サービスの指定を受けることは可能です。</p> <p>ただしこの場合、それぞれのサービスに係る指定基準を満たす必要があります。</p> <p>また、サービス提供記録等の個人情報の管理など、介護予防型通所サービスと選択型通所サービスを明確に区分して実施する必要があります。</p>
9	<p>選択型通所サービスの「補助従業者」については、資格要件等の制限はあるのか。</p>	<p>選択型通所サービスの「補助従業者」については、特段の資格要件等は求めていません。</p>
10	<p>選択型通所サービスの定員とは何を基準とした人数か。</p>	<p>選択型通所サービスにおける「定員」は、同一サービス提供時間帯において同時にサービス提供できる最大の人数をいいます。</p>
11	<p>選択型通所サービスにおける定員超過受入減算の取り扱いについて教えてほしい。</p>	<p>選択型通所サービス事業所で、同一サービス提供時間帯において定員をこえる利用者に対し同時にサービス提供した場合、定員超過受入減算として、基本報酬単価について0.7を乗じた単価となります。</p>
12	<p>選択型通所サービスの人員欠如減算の取り扱いについて教えてほしい。</p>	<p>選択型通所サービスについては、定員に対し必要な職員数を確保することとしており、当該職員の数で1月間の平均で必要数を下回った場合に、人員欠如減算として、基本報酬単価について0.7を乗じた単価となります。</p> <p>なお、人員基準欠如の具体的な取り扱いについては、通所介護における看護職員の配置に係る取り扱いに準じることとしています。</p>
13	<p>選択型通所サービスの運動機能の機能向上プログラムを実施する場合、定員が10名以下であれば「医師又は看護職員若しくは補助従業者が専従で1以上」とされているが、この場合、機能訓練指導員等1名と補助従業者（無資格）1名の計2名で事業ができるということか。</p>	<p>お見込みのとおり</p>
14	<p>選択型通所サービスの運営基準について、「現行の介護予防通所介護とほぼ同様」とあるが、どのような変更点があるのか。</p>	<p>サービス内容が従来の介護予防通所介護と異なるため、基本取扱方針や具体取扱方針等について従来の介護予防通所介護から変更しています。</p> <p>詳細については、「大阪市通所型サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を確認してください。</p>
15	<p>選択型通所サービスについては、同じ区分のプログラムの再利用はできないということだが、従来の二次予防事業に参加されていた方は、平成29年4月以降に選択型通所サービスを利用することは可能か。</p>	<p>可能です。</p> <p>ただし、総合事業移行後に、一度利用したプログラムと同じ区分のプログラムを再度利用することは原則できません。</p>

NO	質問	回答
16	選択型通所サービスの実施場所は、賃貸の建物であれば、賃貸契約等を締結しなければならないのか。	<p>選択型通所サービスについては、定期的かつ継続的にサービス提供を行うため、従来の介護予防通所介護と同様に専ら当該指定選択型通所サービスの事業の用に供する占有スペースを必要としています。</p> <p>また、サービス提供記録等の個人情報を含む書類を事業所内で適切に保管するための設備・備品等の設置も必要です。</p> <p>そのため、選択型通所サービス事業の実施場所については、事業者の所有でない場合は、賃貸借契約等により確実に事業実施場所を確保する必要があります。</p>
17	従来の二次予防事業の受託者が、選択型通所サービスの指定申請を行うことは可能か。	<p>選択型通所サービスについては、事業者指定を受けて提供するサービスです。事業者指定を受けるための要件は、次の4点となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人であること ・指定日時点で基準を満たしていることが確実と見込まれること ・選択型通所サービスの基準に従って適正な事業運営ができること ・「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」第11条第3項第3号から第13号までの欠格条項に該当していないこと <p>また「大阪市通所型サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に規定する基準を満たしていることが条件となります。</p> <p>現在、二次予防事業を受託している事業所については、基本的には、ほぼ基準を満たしているものと考えますが、占有スペースを有しているか、また、人員基準を満たしているか等について、今後各事業所と事前協議を行い、確認していくこととなります。</p>
18	選択型通所サービスの管理者は、機能訓練指導員等を兼務可能か。	<p>利用者のサービス提供に支障がない場合は可能です。</p> <p>管理者は、当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能としています。</p>
19	短時間型通所サービスの人員基準について、生活相談員と介護職員は常勤でどちらか1名の配置とすることは可能か。	<p>短時間型通所サービスの人員基準については、従来の介護予防通所介護と同様としています。</p> <p>したがって、生活相談員は専従で常勤換算で1名以上、介護職員は利用者数に応じた員数の配置が必要です。</p> <p>また、生活相談員又は介護職員のうちどちらか1名以上は常勤の職員でなければなりません。</p>
20	整骨院等の治療時間（営業時間）内に同時に選択型通所サービスを実施することは可能か。	<p>選択型通所サービスは、事業の用に供する占有スペースが必要となります。</p> <p>整骨院等としてサービス提供中に、同じ施術室等を利用して選択型通所サービスを提供することは、占有スペースが確保できないため実施できません。</p>
21	従来の二次予防事業の運動器の機能向上教室では、1クール5名以上で開催できたが、新たなサービスである選択型通所サービスは、利用者数の下限の制限はないのか。	<p>従来の介護予防事業の二次予防事業は、今般の介護保険制度改正における介護予防事業の再構築により原則廃止となります。</p> <p>平成29年4月から新たに実施する選択型通所サービスは、運動器や口腔機能、栄養状態の低下が認められる高齢者に概ね3か月間で集中的に運動器の機能向上プログラムや口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムを提供するサービスです。</p> <p>選択型通所サービスについては、従来の二次予防事業のようにグループによるプログラム実施ではなく、利用対象者ごとの課題に合わせた個別のプログラム実施としています。</p>
22	選択型通所サービスについて、事業所の開所時間中であれば、随時、利用者の受け入れを行いサービス提供を開始することができるのか。	<p>従来の介護予防通所介護と同様に、事業所の開所時間中であれば、利用者のニーズに合わせてサービス提供時間を設定することが可能です。</p> <p>ただし、選択型通所サービスのサービス提供時間は、効果的なプログラム提供を行うため、90分以上確保する必要があります。</p>

NO	質問	回答
23	<p>選択型通所サービスの運動器の機能向上プログラムについては、3か月間で14回のサービス提供を行うこととされているが、途中で欠席があった場合、14回から欠席した回数分を減らした回数分でサービス提供することとなるのか。</p>	<p>選択型通所サービスの運動器の機能向上プログラムについては、利用者の日常生活全般の状況及び希望や課題の分析結果を踏まえた目標を設定し、概ね3か月間で計14回の運動器の機能向上プログラムの提供を行う中で当該目標の達成を目指すものです。 したがって、サービス提供期間内に欠席等によりプログラム参加できなかった場合は、計14回のプログラム実施が完了するまで期間を延長してサービス提供することとなります。 なお、利用者都合によるキャンセルについては、キャンセル料を徴収することが可能ですが、その場合は、重要事項説明書等にキャンセル料を徴収する条件や額などを明記するとともに、あらかじめ利用者又はその家族に説明し、同意を得ておく必要があります。</p>
24	<p>選択型通所サービスの設備基準は、現行の介護予防通所介護と同等と考えてよいか。</p>	<p>選択型通所サービス事業所においては、サービス提供するために必要な占有スペース（3㎡×合計利用定員）を有するほか、消防設備並びにサービス提供記録等の個人情報等を有する書類を事業所内で適切に保管するための設備・備品等の設置も必要です。</p>
25	<p>短時間型通所サービス、介護予防型通所サービスと予防給付の通所介護の指定をあわせて受けて、同じ時間、同じ場所、同じ職員から一体的にサービス提供することは可能か。</p>	<p>従来の通所介護と介護予防通所介護における取扱いと同様に、一体的に実施することは可能です。</p>
26	<p>選択型通所サービスのサービス提供時間について、概ね90分以上とされているが、3時間や4時間の設定をすることも可能か。</p>	<p>選択型通所サービスのサービス提供時間については、運動器の機能向上プログラム、口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムのそれぞれについて、90分以上としています。 選択型通所サービスの各種プログラムを提供するために必要であれば、90分以上で必要な時間数をサービス提供時間として設定することも可能です。 その場合、サービス提供時間中は必要な職員を確保していただく必要があります。</p>
27	<p>介護予防型通所サービスについて、要支援1の利用者に週2回程度のサービスを提供することは可能か。</p>	<p>要支援1の利用者の介護予防型通所サービスの利用頻度については、週1回程度としております。 したがって、要支援1の利用者に週2回程度のサービス提供を行うことは差し支えありませんが、その場合であっても介護報酬は週1回程度の報酬を算定することとなります。</p>
28	<p>要支援1の利用者に対し、週2回のうち1回は介護予防型通所サービスを提供し、もう1回は全額自己負担としてサービス提供することは可能か。</p>	<p>地域包括支援センター等の介護支援専門員が作成するケアプランに位置づけられているサービス以外のサービスの提供を利用者が希望した場合、全額自己負担の保険外サービスとしてサービス提供を行うことは可能ですが、要支援者及び事業対象者の受入を優先していただくとともに、自己負担が発生することについて、利用者へ説明を行ってください。 ただし、当該自己負担の利用者も含めて必要な職員数を確保する必要があります。</p>
29	<p>選択型通所サービスについて、11月からの事前協議にあたって法人格の取得に係る法人登記手続きが完了しなければ、事前協議の予約を行うことはできないのか。</p>	<p>事前協議については、法人格の取得手続き中であっても実施することは可能です。 ただし、指定申請時には、必ず法人登記を完了している必要があります。</p>
30	<p>選択型通所サービスについては、平成29年4月以降も随時、事業者指定を受けることは可能か。</p>	<p>平成29年4月の総合事業実施後においても、随時、指定を受けることが可能です。</p>
31	<p>選択型通所サービスについて、「同一区分のプログラムの再利用は不可」とは具体的にどういうことか。</p>	<p>選択型通所サービスは、運動器の機能又は口腔機能、栄養状態のいずれか若しくはいずれにも課題のある方に対し、短期間で集中的に運動機能の機能向上プログラムや口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムを実施することにより、セルフケアの方法を学び、状態の改善による生活機能の向上、要支援状態の回復、要介護状態になることの予防を目的として実施するサービスであり、終了後は、いきいき百歳体操等の地域の運動等の通いの場などの利用や、自宅で生活機能や状態の維持・向上等の介護予防の取り組みを継続していただくこととしています。 例えば、「運動器の機能向上プログラム」の利用が14回完了した方については、「運動器の機能向上プログラム」を再度利用することはできません。 ただし、「運動器の機能向上プログラム」の利用が14回完了した方であっても、「口腔機能向上プログラム」や「栄養改善プログラム」の提供を受けることは可能です。</p>

NO	質問	回答
32	選択型通所サービスの運動器の機能向上プログラムを定員10名以下で実施する場合、管理者と看護師の計2名で実施することが可能か。	選択型通所サービス事業所では、管理者は同一事業所内で他の職務を兼務することが可能としていることから、機能訓練指導員等としての専従の看護師に加え、補助従業者を兼務する専従の管理者の配置がなされている等の場合であれば、人員配置基準を満たすこととなります。
33	選択型通所サービスの運動器の機能向上プログラムについて、機能訓練指導員等として介護予防運動指導員の資格を有する者を配置することは可能か。	選択型通所サービスの運動器の機能向上プログラムは、利用者個人ごとの課題把握とその課題改善に向けた個別プログラムを実施するサービスとしておりますので、資格要件については、介護予防通所介護の機能訓練指導員に健康運動指導士及び健康運動実践指導者を加えて機能訓練指導員等としております。 したがって、介護予防運動指導員については、選択型通所サービスの機能訓練指導員等には含んでおりません。
34	選択型通所サービスについて、サービス提供時間を9:00~10:30と設定した場合、事業所開所日においては、たとえ利用者数が0名の場合でも人員基準を満たしておく必要があるのか。	選択型通所サービスの人員基準においては、必要となる従業者は全て、サービスを提供している時間帯を通じて専ら選択型通所サービスの提供にあたることとしております。 従って、事業所開所日のサービス提供時間中であっても、たとえ利用者数が0名であっても、必要な職員配置を満たす必要があります。
35	選択型通所サービスは、運動器の機能向上プログラムのみを実施することができるのか。それとも、運動器の機能向上プログラム、口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムの全てを実施しなければならないのか。	選択型通所サービスは、事業者指定申請時に運動器の機能向上プログラム、口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムから実施するサービスを選択していただくことを想定しております。 したがって、運動器の機能向上プログラムのみを実施していただくことも可能です。
36	通所介護事業所が、空きスペース、空き時間を使って選択型通所サービス事業を実施する場合、管理者は兼務できるのか。	選択型通所サービス事業所の管理者については、従来の通所介護や介護予防通所介護と同様に「利用者のサービス提供に支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事することが可能」として兼務を可能としております。 したがって、同一敷地内で選択型通所サービスと通所介護又は地域密着型通所介護の事業を実施している場合は、利用者のサービス提供に支障がなければ管理者は兼務することが可能です。
37	選択型通所サービスについては、週1回の開催でも事業者指定を受けることは可能か。	可能です。
38	選択型通所サービスについては、利用者の送迎は必要か。	選択型通所サービスについては、送迎は義務付けておらず、報酬単価設定においても送迎費用を含んでいません。 利用者の希望に応じて送迎サービスを提供する場合は、送迎に係る費用を実費負担として利用者から徴収することが可能です。 ただし、送迎に係る費用について、運営規程に規定するとともに、送迎サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、重要事項説明書により当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。
39	現在、要支援1の方が介護予防通所介護を利用しているが、利用回数が週2回程度となっている。 総合事業実施後は、要支援1の方であっても週2回程度の報酬単価で請求できるのか。	総合事業実施後においても、要支援1の方については、国のガイドラインを踏まえ週1回程度利用の報酬単価設定のみとしています。 したがって、要支援1の方が週2回程度の通所型サービスを利用されても、週1回程度利用の報酬単価で請求することとなります。
40	介護予防型通所サービスを利用されている方が、サービス利用中の体調不良等でサービス提供時間が3時間未満となった場合、短時間型通所サービスとして報酬請求しなければならないのか。	介護予防型通所サービスも短時間型通所サービスも、報酬単価については月額包括単価としており、介護予防ケアマネジメントに基づくサービス提供について報酬算定の対象としております。 したがって、3時間以上の介護予防型通所サービスの提供が必要としてケアプランに位置づけられている場合、利用者の都合等によりサービス提供時間が短くなった場合であっても、ケアプランどおり介護予防型通所サービスとして報酬請求することとなります。 ただし、1月を通して3時間未満のサービスとなる場合においては、適切なアセスメントに基づき計画の見直しが必要となります。

NO	質問	回答
41	1人の利用者が、1月の中で利用日によって、介護予防型通所サービスと短時間型通所サービスを使い分けることは可能か。	<p>介護予防型通所サービスも短時間型通所サービスも、報酬単価については月額包括単価としており、介護予防ケアマネジメントに基づくサービス提供について報酬算定の対象としています。</p> <p>したがって、1か月の中で介護予防型通所サービスと短時間型通所サービスを併用することはできません。</p> <p>3時間以上の通所サービスの利用が必要であれば介護予防型通所サービス、1か月を通して3時間未満の通所サービスの利用が必要な場合は短時間型通所サービスとなります。</p>
42	選択型通所サービスの利用が終了した後に介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービスを利用することは可能か。	<p>選択型通所サービスは、運動器の機能又は口腔機能、栄養状態のいずれか若しくはいずれにも課題のある方に対し、短期間で集中的に運動機能の機能向上プログラムや口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムを実施することにより、セルフケアの方法を学び、状態の改善による生活機能の向上、要支援状態の回復、要介護状態になることの予防を目的として実施するサービスであり、終了後は、いきいき百歳体操等の地域の運動等の通いの場などの利用や、自宅で生活機能や状態の維持・向上等の介護予防の取り組みを継続していただくこととしています。</p> <p>しかし、利用者の状態によっては、選択型通所サービスの利用が終了しても状態の改善が見込まれず、継続的な通所サービスの利用が必要な場合もあると考えます。</p> <p>そういったケースについては、地域包括支援センター等の介護支援専門員の適切なケアマネジメントに基づき介護予防型通所サービスや短時間型通所サービスも含めて、必要なサービスを利用することにより、要支援状態の維持又は改善を目指すこととなります。</p>
43	短時間型通所サービスについて、事業者の都合で利用者の送迎を実施しないこととしてもよいか。	短時間型通所サービスについては、要介護者の通所介護や従来の介護予防通所介護と同様に報酬の基本単位の中に送迎に係る費用を算定していますので、適切に送迎サービスを提供する必要があります。
44	通所介護と介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスを同一所在地で一体的に提供する事業所において、定員についてはそれぞれのサービスごとに定めることとなるのか。	通所介護と介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスの指定をあわせて受けて、同一所在地で一体的にサービス提供する場合は、従来の通所介護と介護予防通所介護を一体的に提供する場合同様に、全てのサービスの合計定員数となり、その定員の中で要介護者、要支援者のニーズに合わせて柔軟なサービス提供を行っていただくこととなります。
45	通所介護と介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスを同一所在地で一体的に提供する事業所において、定員の考え方は従来どおり、「サービス提供日ごとに、同時にサービス提供を受けた者の最大数」と考えてよいか。	お見込みのとおり
46	通所介護と介護予防型通所サービス、短時間型通所サービス同一所在地で一体的に提供する事業所において、生活相談員については、それぞれのサービスごとに配置が必要となるのか。	<p>通所介護と介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスの指定をあわせて受けて、同一所在地で一体的にサービス提供する場合は、職員配置についても一体的に考えていただくこととなります。</p> <p>したがって、生活相談員に関しても、「サービス提供時間に生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービス提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数」を配置していただく必要があります。</p>
47	<p>定員18名以上の通所介護事業所では、サービス提供日には必ず、専従の看護職員を配置しなければならず、病院、診療所、又は訪問看護ステーションとの協定等によって次の2つの条件を満たしている場合には、看護職員が確保されているものとされています。</p> <p>①看護職員がサービス提供日ごとに指定通所介護事業所内で利用者の健康状態の確認等を行う。</p> <p>②病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携が図られている。</p> <p>通所介護と介護予防型通所サービス、短時間型通所サービス同一所在地で一体的に提供する事業所における看護職員の配置に関しても同じ取扱いと考えてよいか。</p>	お見込みのとおり